

指定納付受託者による歳入の納付に関する覚書（案）

岡山市教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者として、岡山市立オリエント美術館の歳入の納付に係る事務委託を行うにあたり、次のとおり覚書を締結する。

（業務の目的）

第 1 条 本業務は、岡山市立オリエント美術館受付窓口における美術館使用料及び美術館資料等販売収入（以下「入館料等」という。）のキャッシュレス決済に対応した徴収・管理業務を行うことで来館者の利便の向上や受付業務の効率化を図るとともに、インバウンド消費の拡大に資するために行うものである。

（履行期間）

第 2 条 本業務における窓口収納業務の履行期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、キャッシュレス決済に係る入金業務については、令和 9 年 3 月 31 日までの収納に係る入館料等が乙の口座に振り込まれた日から 7 日を経過した日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）までとする。

（指定納付受託者）

第 3 条 乙は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者となること。

（業務の内容）

第 4 条 入館料等の公金収納におけるキャッシュレス決済に伴う歳入の納付に関する事務及びデータ集計・報告を行うこと。

2 指定納付受託事務の対象となる収入は次に掲げるものとする。

会 計 科 目	内 容
美術館使用料	館蔵品展の入館料
美術館資料等販売収入	館蔵品展資料やグッズ等の販売収入

3 キャッシュレス決済の入館料等については、決済サービス事業者から乙の口座に振り込まれた日から起算して 7 日を経過した日までに甲が指定する市の口座へ振り込むか、又は市の指定する金融機関窓口で払い込むこと。ただし、当該期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までとする。また、振り込む場合は事前に甲へ連絡すること。

4 キャッシュレス決済に係る取扱手数料は、甲が負担するため、取扱手数料を差し引いた入館料等を払い込むこと。

5 入館料等を納付しようとするものから納付の委託を受けたときは、遅滞なくその旨を

報告すること。また、それらの件数、金額、委託を受けた年月日等を随時、甲が確認できる体制を整備すること。

6 納付事務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、また5年間保存すること。

(経費の負担)

第5条 経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 業務に必要な機器(キャッシュレス決済はクレジットカード、電子マネー、QRコード決済が可能なもの)の導入・設置は乙が行う。

(2) インターネット通信環境の整備は甲が行う。

(3) 業務に必要な消耗品については、甲が調達し、又は無償貸与する。

(研修・教育の実施)

第6条 窓口業務従事者は、キャッシュレス決済に係る収納業務開始日までに機器等の操作研修を行い、円滑な業務遂行を図ること。

(守秘義務の遵守)

第7条 本委託業務を実施する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、本覚書の履行期間終了後も課されるものであり、業務従事者が離職した場合も同様に遵守させること。

2 クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、履行期間及び履行期間終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じること。

3 本業務に関する一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で使用し、複写し、複製し、又は第三者に提供しないこと。

4 乙は、本業務に係る処理を他に委託しないこと。

(指定納付受託者の指定の取消し)

第8条 乙が次の事項に該当するときは指定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項に定める報告等を適切に行わないとき。または虚偽の報告をしたとき。

(2) 第4条第6項に定める帳簿を備え付けず、または虚偽の記載をしたとき。

(3) 帳簿書類等について甲の求める質問や検査に応じないとき。また、虚偽の回答をしたとき。

(4) その他社会的信用を失墜させ、又はそのおそれがある行為をしたと判断されたとき。

(履行遅延による延滞金)

第9条 乙が入館料等を指定期日までに納入しない場合であって、その責が乙によるものであるときは、当該指定期日の翌日以降で乙から納入があった日までの期間の日数に応じて法令又は条例・規則の規定により発生した延滞金については、乙は当該延滞金に相当する金額を納入義務者に代わって負担し、甲へ納入するものとする。

(法令等の遵守)

第10条 乙は、本業務を遂行するにおいて、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。業務委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に

基づくものとする。

(事故等の報告)

第 11 条 乙は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本委託業務の実施に支障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

2 乙は、本業務の遂行上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに甲に報告し、協議の上対応するものとする。また、乙は事実を明らかにした報告書を遅滞なく甲に提出すること。なお、この場合に生じた費用は乙が負担すること。但し、甲の責めにより発生した事故等にかかる費用については甲が負担する。

(その他)

第 12 条 本覚書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、甲と乙で協議のうえ決定する。

上記合意の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
岡山市教育委員会
教育長 三宅 泰司

乙